

松山市コンパクトなまちづくり推進協議会設置要綱

制定 令和 7 年 7 月 3 日

(目的及び設置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化法」という。）第 6 条第 1 項に規定する地域公共交通計画（活性化法第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通計画をいう。）の作成及び実施に必要な協議、立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 1 項に規定する立地適正化計画をいう。）の作成及び変更に係る協議その他本市の都市計画及び交通に係る協議等を行うため、松山市コンパクトなまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 立地適正化計画の作成及び変更に関する事項
- (4) 立地適正化計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (5) コンパクトなまちづくりの推進に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、都市計画（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

第 4 条第 1 項に規定する都市計画をいう。）及び交通に関し、協議会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、25 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共交通事業者の代表者又はその指名する者
- (2) 道路管理者、公安委員会その他の関係行政機関の職員
- (3) 市民又は公共交通機関の利用者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員は、協議会に代理人を出席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長1人を置く。

2 会長は、学識経験者のうちから市長が任命する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長は、物品の購入並びに協議会の運営に必要な委託及び工事請負に係る契約の締結を行う。

5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長は、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認めるときは、非公開とすることができます。

(会議の特例)

第7条 会長は、次に掲げる場合は、委員に対して書面により賛否を求め、その回答をもって協議会の議決に代えることができる。

(1) 緊急やむを得ない事情がある場合

(2) その他会長が必要と認める場合

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、松山市都市整備部都市・交通計画課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(監査)

第9条 協議会に監査委員2人を置く。

- 2 協議会の監査委員は、会長が協議会の同意を得て、委員のうちから指名する。
- 3 前項の規定により指名を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
- 4 監査に関し必要な事項は、別に定める。
(財務)

第10条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、別に定める。
(契約)

第11条 契約に関し必要な事項は、市長が定める方法に従う。
(解散)

第12条 協議会は、目的を達成した後に解散することができる。
2 前項の規定により解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、事務局がこれを決算する。
(残余財産の処分)

第13条 前条第1項の規定により協議会が解散した際に有する残余財産は、松山市が引き継ぐものとする。
(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和7年7月3日から施行する。